①都道府県	②市区町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ　平成３１（令和元）年度就学援助制度の実施について																			
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1．就学援助制度の周知方法														2．就学援助の申請方法					
							（１）就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに〇)									（２）ケの内容	（３）就学援助制度に関する教職員向け説明会の実施		（４）就学援助制度周知の工夫	（１）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに〇）					（２）オの内容
							ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．その他→（２）		ア．教職員向け説明会を実施している	イ．教職員向け説明会を実施していない		ア．学校から希望者に申請書を配布	イ．教育委員会から希望者に申請書を配布	ウ．学校から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ．教育委員会から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ．その他→（２）	
35	35	35	35	34	27	0	22	15	12	12	16	12	20	3	7	9	4	31	9	27	22	2	0	3	3
群馬県	前橋市	前橋市教育委員会事務局　学校教育課	027-898-5815	gakkoukyouiku@city.maebashi.gunma.jp	http://www.city.maebashi.gunma.jp/		○	○	○	○	○		○					○	外国人向けの申請書（英語）を作成	○	○				
群馬県	高崎市	高崎市教育委員会事務局　教職員課	027-321-1298	ky-shokuin@city.takasaki. g unma.jp	http://www.city.takasaki.gunma.jp		○			○	○	○	○					○	就学援助対象となる年間所得の目安額をホームページに記載している	○	○				
群馬県	桐生市	桐生市教育委員会教育部学校教育課学事係	0277-46-1111（内線687）	gakko@city.kiryu.lg.jp	http://www.city.kiryu.gunma.jp		○	○		○							○			○	○				
群馬県	伊勢崎市	伊勢崎市教育委員会　学校教育課　学事係	0270-27-2787	gakkyo@city.isesaki.lg.jp	https://www.city.isesaki.lg.jp		○		○	○	○				○	各校の保護者便りで周知		○			○	○			
群馬県	太田市	太田市教育委員会　学校教育課	0276-20-7084	042000@mx.city.ota.gunma.jp	http://www.city.ota.gunma..jp/005gy		○				○				○	年に一度全児童生徒に書類を配布	○		・援助対象となる年間収入額の目安額を記載。 ・外国語（英語・中国語・ポルトガル語・タガログ語・ベトナム語・スペイン語）の案内文書と申請書を作成。	○	○			○	申請書をホームページに記載
群馬県	沼田市	学校教育課	0278-23-2111	numatacity@city.numata.lg.jp	http://city.numata.gunma.jp/		○				○		○					○		○					
群馬県	館林市	学校教育課	0276-72-4111	gakkyo@city.tatebayashi.gunma.jp	http://www.city.tatebayashi.gunma.jp/		○			○		○	○					○	・援助対象となる年間所得の目安額、該当する可能性がある条件等を記載 ・就学時健診において新入学学用品費の支給について説明	○					
群馬県	渋川市	学校教育課	0279-22-2121	edu-g@city.shibukawa.gunma.jp	http://www.city.shibukawa.lg.jp		○	○	○		○	○						○	援助対象となる年間所得の目安の記載、各費目の援助額の記載	○	○				
群馬県	藤岡市	教育委員会　学校教育課	0274-50-8212	gako@city.fujioka.gunma.jp	https://www.city.fujioka.gunma.jp			○					○					○		○					
群馬県	富岡市	富岡市教育委員会学校教育課	0274-62-1511	tomi-kyoiku09@tomioka.ed.jp				○	○	○	○	○	○	○				○		○	○	○			
群馬県	安中市	安中市教育委員会　学校教育課	027-382-1111	gakkou@city.annaka.lg.jp	http://www.city.annaka.lg/kyouiku_shougaigakushu/index.html		○		○	○	○		○					○	援助対象となる年間所得の目安額等を記載	○	○				
群馬県	みどり市	みどり市教育委員会学校教育課	0277-76-9845	gakkou-k@city.midori.gunma.jp	http://www.city.midori.gunma.jp			○		○	○	○	○					○	援助対象となる年間所得の目安額等を記載、各費目の援助額や年間総援助額の記載	○					
群馬県	榛東村	榛東村教育委員会事務局　学校教育班	0279-54-2211	g-kyoiku@vill.hinto.lg.jp	http://www.vill.shinto.gunma.jp		○		○									○		○	○				
群馬県	吉岡町	教育委員会事務局　学校教育室	0279-54-3111(594)	y-kyou1@town.yoshioka.gunma.jp	http://www.town.yoshioka.gunma.jp/		○	○	○		○		○					○		○	○				
群馬県	上野村	教育委員会事務局	0274-59-2657	kyoiku@vill..gunma-uenolg.jp					○			○	○				○			○					
群馬県	神流町	神流町教育委員会	0274-58-2111	school@town.kannna.gunma.jp	http://town.kanna.gunma.jp		○						○					○		○					
群馬県	下仁田町	下仁田町教育委員会　学校教育係	0274-82-2115	kyouiku@town.shimonita.lg.jp	http://www.town.shimonita.lg.jp				○	○		○					○			○	○				
群馬県	南牧村	教育委員会事務局 学校教育係	0274-87-2011 内線23									○	○					○		○					
群馬県	甘楽町	学校教育課	0274-74-3131	kyouiku-k@town.kanra.lg.jp				○			○							○		○	○				
群馬県	中之条町	教育委員会事務局　こども未来課　総務係	0279-75-8824	kouta-hino@town.nakanojo.lg.jp	http://www.town.nakanojo.gunma.jp/~info/8-kodomo/shien/shien-yo-jun.html		○					○			○	・家庭訪問の中で、家庭の経済状況や保護者からの相談等により、制度の紹介を行う。 ・保護者からの直接の相談により、制度の紹介を行う。		○		○					
群馬県	長野原町	教育課　学校教育係	0279-82-2029	gakkou@town.naganohara.lg.jp											○	各学校に対して制度を書面で周知。		○						○	申請書なし
群馬県	嬬恋村	教育委員会事務局	0279-96-0544	kyouiku@vill.tsumagoi.gunma.jp								○	○	○				○		○					
群馬県	草津町	教育委員会事務局	0279-88-0005	kiinkai-gakyo@town.kusatsu.gunma.jp	https://www.town.kusatsu.gunma.jp/		○	○				○			○	年度当初の担任による家庭訪問時に各家庭の状況または保護者からの問い合わせに対して、教職員が保護者に制度を説明し用紙を配布。		○		○	○				
群馬県	高山村	高山村教育委員会	0279-63-3046	t-kyouiku@vill.takayama.gunma.jp	http://vill.takayama.gunma.jp		○							○				○						○	事務局で把握している情報を基に民生児童委員から関係者に書類を配布
群馬県	東吾妻町	東吾妻町教育委員会事務局　学校教育課	0279-68-2111	gakkoukyouiku@town.higashiagatsuma.gunma.jp	http://www1.town.higashiagatsuma.gunma.jp/		○	○								民生児童委員の会議で説明・チラシを配布		○			○				
群馬県	片品村	教育委員会事務局　学校教育係	0278-58-2144	kyouiku@vill.katashina.lg.jp							○	○						○		○					
群馬県	川場村	川場村教育委員会事務局	0278-52-3458	kanai-k@vill.kawaba.lg.jp				○	○				○					○			○				
群馬県	昭和村	学校教育係	0278-24-5120	kyoiku@vill.showa.gunma.lg.jp	http://www.vill.showa.gunma.jp/top.html		○				○		○			小学校の新入学説明会で保護者に紹介		○		○					
群馬県	みなかみ町	学校教育課	0278-62-2275	office-kyo-gaku@town.minakami.gunma.jp	https://www.town.minakami.gunma.jp/						○		○					○		○	○				
群馬県	玉村町	学校教育課	0270-64-7713	g-kyouiku@town.tamamura.lg.jp	http://www.town.tamamura.lg.jp/		○	○							○	就学時健診の案内に書類を同封のほか、離婚届等提出時にひとり親援助制度一覧表を配布（表中に記載有）。		○			○				
群馬県	板倉町	教育委員会事務局　総務学校係	0276-82-6153	kyouiku@town.itakura.gunma.jp	https://www.town.itakura.gunma.jp/cont/s025000/d025010/20121212133955.html					○	○							○			○				
群馬県	明和町	明和町教育委員会　学校教育課	0276-84-3111	gakkou@town.meiwa.gunma.jp	https://www.town.meiwa.gunma.jp/life/soshiki/gakkoukyouiku/1/215.html		○		○	○			○					○	・民生委員への制度説明を行っている。 ・各費目の援助額や年間総援助額の記載	○	○				
群馬県	千代田町	千代田町教育委員会	0276-86-7008	kyoui-g@town.chiyoda.gunma.jp	http://www.town.chiyoda.gunma.jp		○	○					○		○	7月と入学前に教育委員会より就学援助制度の書類を配布		○	転入手続きのときに案内を配布している		○				
群馬県	大泉町	大泉町教育委員会　教育管理課　教育総務係	0276-63-3111	e-manage@town.oizumi.gunma.jp	http://www.town.oizumi.gunma.jp		○	○		○			○					○		○	○				
群馬県	邑楽町	邑楽町教育委員会　学校教育課	0276-47-5041	school-ed@swan.town.ora.gunma.jp	https://www.town.ora.gunma.jp		○	○	○		○		○					○		○	○				

①都道府県	②市区町村名	Ⅱ　平成３１（令和元）年度準要保護認定基準																								Ⅲ　就学援助率	
		（１）　平成３１（令和元）年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（２）ソ，タ，チを選択した場合	（３）ツを選択した場合	（４）テの内容	（５）補足事項	（１）平成30年度	（２）令和元年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．P・T・A会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者，就食，被服等が悪い者または学用品，通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）→（２）係数	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）→（２）係数	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛けたもの→（２）係数	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの→（３）係数および目安額	テ．その他→（４）	生活保護基準額等に掛ける係数（倍率） 倍	市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率） 倍				
35	35	27	28	24	23	24	26	14	10	20	21	18	14	21	18	8	8	5	1	9	19	1	9	0		
群馬県	前橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.1				15%未満	15%未満
群馬県	高崎市																○			○	1.3		保護者の入院、失業、死亡等により、著しい収入の減少が確認できた場合は認定している。		10%未満	10%未満
群馬県	桐生市	○	○		○	○	○					○		○											10%未満	15%未満
群馬県	伊勢崎市																	○			1.1				10%未満	10%未満
群馬県	太田市	○	○													○					1.6				10%未満	15%未満
群馬県	沼田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○										10%未満	10%未満
群馬県	館林市																	○			1.3				10%未満	10%未満
群馬県	渋川市															○					1.1				10%未満	10%未満
群馬県	藤岡市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○					○			(1)の認定基準のうち、サ，とス，の要件で申請を受けた場合に、別条件として、特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額の1.2倍以下であることを認定基準に加えている。		10%未満	10%未満
群馬県	富岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○										10%未満	10%未満
群馬県	安中市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○	○			1.3				10%未満	10%未満
群馬県	みどり市	○	○	○		○	○			○	○						○				1.3				10%未満	10%未満
群馬県	榛東村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.2				10%未満	10%未満
群馬県	吉岡町	○	○	○			○							○						○			その他学校長及び教育委員会が特に就学援助を必要と認める状態にある者		5%未満	5%未満
群馬県	上野村	○	○	○	○	○	○			○	○									○			その他就学援助費が必要と教育委員会が認めた者		0%	0%
群馬県	神流町																			○			生活保護認定に至らなかった者で民生委員・教育委員会・学校長が認めた者。		0%	0%
群馬県	下仁田町	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○										10%未満	10%未満
群馬県	南牧村	○	○	○	○	○	○			○	○				○										10%未満	10%未満
群馬県	甘楽町	○	○				○																		5%未満	5%未満
群馬県	中之条町	○	○	○	○	○	○					○		○		○				○	1.3		教育委員会が特に認めた者とする。		10%未満	5%未満
群馬県	長野原町																			○			（１）ア～スの状況を基に判断している。		10%未満	10%未満
群馬県	嬬恋村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										5%未満	5%未満
群馬県	草津町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○		○				1.3				10%未満	10%未満
群馬県	高山村	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○										10%未満	10%未満
群馬県	東吾妻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.2				5%未満	10%未満
群馬県	片品村	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○										10%未満	10%未満
群馬県	川場村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○		1.3	1.3			5%未満	5%未満
群馬県	昭和村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										5%未満	5%未満
群馬県	みなかみ町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										5%未満	5%未満
群馬県	玉村町																○				1.1				5%未満	5%未満
群馬県	板倉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.2				5%未満	5%未満
群馬県	明和町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○				○	1.2		ソにかかわらず、明和町教育委員会が生活困窮等により援助を必要と認めた者		10%未満	10%未満
群馬県	千代田町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○	1.5		千代田町教育委員会が生活困窮等により援助を必要と認めた者		10%未満	5%未満
群馬県	大泉町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○				1.2				10%未満	10%未満
群馬県	邑楽町		○														○				1.5				5%未満	5%未満

①都道府県　②市区町村名　Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（１）　費目毎の援助額

①都道府県	②市区町村名	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									（２）　補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
35	35	0	0	0	7	7	7	28	28	1	0	0	0	6	6	6	29	29	0	5	5	0	0	0	0	0	0	2	11	11	0	19	19	19	4	4	0	23
群馬県	前橋市							○	11,520								○	50,600														○	21,670	21,670				
群馬県	高崎市							○	11,520								○	50,600														○	21,670	20,922				修学旅行費および校外活動費については、平成30年度実績 医療費・学校給食費については、平成31年度予算
群馬県	桐生市							○	11,520								○	50,600											○	23,388								
群馬県	伊勢崎市				○	11,520	11,520										○	50,600														○	21,670	21,670				支給平均額のうちクラブ活動費・生徒会費・PTA会費はH30年度の実績額であり、その他はH31(R1)年度の予算に計上した単価。
群馬県	太田市							○	11,520								○	50,600		○	0								○	21,670								医療費・通学費・体育実技用具費　実績なし
群馬県	沼田市							○	11,520								○	50,600		○	0								○	25,000								通学費については、4km以上の児童を対象としているが該当なし。校外活動費（宿泊を伴うもの）については、令和元年度の実施予定なし。医療費についても3割補助となっているが、中学生まで福祉医療制度対象となっており該当なし。修学旅行費については、当初予算計上額。
群馬県	館林市							○	11,420	○							○	50,600		○	0								○	21,490								・通学費は公共交通機関で通学するものがいないため実績なし。
群馬県	渋川市							○	11,520								○	50,600											○	24,608								
群馬県	藤岡市							○	11,520								○	50,600											○	21,000								・修学旅行の平均支給額は今年度当初予算単価を記入 ・医療費は予算取りしているが、例年実績なし ・新入学用品費支給対象者は1/15-4/15に認定した者であり、通学用品費の支給はしない。 ・学用品費、通学用品費及び給食費は途中認定等があった場合、認定月数分を月割り支給する。 ・宿泊校外活動費及び日帰り校外活動費において、当該活動費が支給額を下回った場合は当該活動に要した経費を支給額とする。
群馬県	富岡市							○	11,520								○	50,600		○	0								○	27,000								・通学用品費は、小学２年から小学６年に対して、一定額の２２５０円を支給する。 ・修学旅行費、校外活動費は、各学校からの実施報告を待ち、支給額を決定するため、予算額を記載。 ・通学費については、実績なし。
群馬県	安中市							○	14,780								○	50,600											○	22,478								支給平均額については、平成３０年度の実績額。
群馬県	みどり市							○	11,520								○	40,600											○	24,350								保護者から児童会費を徴収する学校がないため
群馬県	榛東村							○	11,520								○	50,600																	○	21,670		通学用品費：小学校２年～６年　２，２５０円 校外活動費（宿泊を伴わないもの）：小学校各学年に校外活動の授業がある場合　１，５８０円 校外活動費（宿泊を伴うもの）：小学校５年生　３，６５０円 修学旅行費は６年生のみ、修学旅行に行かなかった場合は支給しない。PTA会費については同じ学校に兄弟がいる場合は各世帯１人に支給する。入学後の新入学児童生徒学用品費は年度途中の申請者については支給しない。給食費は費用が発生した分のみ支給する。
群馬県	吉岡町							○	11,520								○	50,600														○	21,670	21,670				修学旅行費：平成30年度実績 医療費：本町では中学卒業時まで無償 学校給食費：1年生実費39,160円、2～6年生実費40,040円
群馬県	上野村				○	11,520	0							○	50,600	0																○	21,360	0				学校給食費・医療費無償 対象者なし
群馬県	神流町							○	11,420								○	20,470														○	21,190	0				上限額未満は実費支給。該当者なしのため実績なし。
群馬県	下仁田町							○	11,520								○	50,600		○	0								○	20,964								通学費：スクールバスを利用しているため、保護者の負担が生じておらず、援助の必要性がない 医療費：医療費については無償化しており、保護者の負担が生じておらず、援助の必要性がない
群馬県	南牧村				○	34,560	34,560							○	50,600	0																						支給実績なし
群馬県	甘楽町							○	11,520								○	50,600														○	21,670	17,548				支給平均額は平成30年度実績
群馬県	中之条町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				
群馬県	長野原町							○	11,520								○	50,600																	○	18,000		
群馬県	嬬恋村							○	11,420								○	53,700											○	0								支給実績なし
群馬県	草津町							○	11,520								○	50,600										○							○	21,670		通学費(0円)草津町遠距離通学費のため。 医療費(0円)医療費無料化のため。 学校給食費(0円)学校給食費無料化のため。
群馬県	高山村				○	11,520	10,697							○	50,600	0																○	21,670	21,670				「新入学児童生徒学用品費等」「クラブ活動費」「生徒会費」は実績なし
群馬県	東吾妻町				○	11,520	11,520							○	50,600	50,600												○					○	21,670	21,670			クラブ活動費及び生徒会費は実費負担が発生しなかったため。 医療費及び学校給食費については費目として規定しているが、現在子育て支援の一環として全児童生徒を対象とした無償化を実施しているため。
群馬県	片品村				○	11,520	11,520							○	50,600	50,600																○	21,670	21,670				
群馬県	川場村							○	12,000								○	21,200														○	25,000	25,000				
群馬県	昭和村				○	11,520	11,520							○	50,600	50,600																○	21,670	21,670				
群馬県	みなかみ町							○	13,590								○	50,600																	○	21,360		学用品費　　１年生：１１，５２０円　　２～６年生：１３，５９０円
群馬県	玉村町							○	13,770								○	50,600														○	21,670	21,670				
群馬県	板倉町							○	11,520								○	50,600														○	21,670	21,670				
群馬県	明和町							○	11,520								○	50,600														○	21,670	43,340				
群馬県	千代田町							○	11,520								○	50,600														○	21,670	21,670				
群馬県	大泉町							○	11,520								○	50,600														○	21,670	21,670				支給平均額は令和元年度予算に計上した単価
群馬県	邑楽町							○	11,520								○	50,600														○	21,670	21,670				平成３１（令和元）年度予算に計上した単価

①都道府県　②市区町村名　Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額

２．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

		（１）　費目毎の援助額																																					（２）　補足事項
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
35	35	0	0	0	6	6	6	28	28	1	0	0	0	6	6	6	29	29	0	5	5	0	0	0	0	0	0	3	12	12	0	17	17	17	4	4	2	19
群馬県	前橋市							○	22,150								○	57,400														○	60,300	60,296				
群馬県	高崎市							○	22,510								○	57,400														○	60,300	57,590				修学旅行費および校外活動費については、平成30年度実績 医療費・学校給食費については、平成31年度予算
群馬県	桐生市							○	22,510								○	57,400											○	64,540								
群馬県	伊勢崎市				○	22,510	22,510										○	57,400														○	60,300	60,300				支給平均額のうちクラブ活動費・生徒会費・PTA会費はH30年度の実績額であり、その他は H31(R1)年度の予算に計上した単価。
群馬県	太田市							○	22,510								○	57,400		○	0								○	60,300								
群馬県	沼田市							○	22,510								○	57,400		○	0								○	70,000								通学費については、6km以上の生徒を対象としているが該当なし。校外活動費（宿泊を伴うもの） については、令和元年度の実施予定なし。医療費についても3割補助となっているが、中学生まで 福祉医療制度対象となっており該当なし。修学旅行費については、当初予算計上額。
群馬県	館林市							○	22,320	○							○	57,400		○	51,560							○	○	57,590								○	
群馬県	渋川市							○	22,510								○	57,400											○	69,983								
群馬県	藤岡市							○	22,510								○	57,400											○	63,000								・修学旅行の平均支給額は今年度当初予算単価を記入 ・医療費は予算取りしているが、例年実績なし ・新入学用品費支給対象者は1/15-4/15に認定した者であり、通学用品費の支給はしない。 ・学用品費、通学用品費及び給食費は途中認定等があった場合、認定月数分を月割り支給する。 ・宿泊校外活動費及び日帰り校外活動費において、当該活動費が支給額を下回った場合は当該活動に要した経費を支給額とする。
群馬県	富岡市							○	22,510								○	57,400		○	0								○	66,000								・通学用品費は、中学２年と３年に対して、一定額の２２５０円を支給している。 ・修学旅行費、校外活動費は、各学校からの実施報告を待ち、支給額を決定するため、予算額を記載。 ・通学費については、実績なし。
群馬県	安中市							○	26,050								○	57,400											○	65,800								支給平均額については、平成３０年度の実績額。
群馬県	みどり市							○	22,510								○	47,400											○	64,621								
群馬県	榛東村							○	22,510								○	57,400																	○	60,300		通学用品費：中学校２年～３年　２，２５０円 校外活動費（宿泊を伴わないもの）：各学年に校外活動の授業がある場合　２，２９０円 校外活動費（宿泊を伴うもの）：中学校１年生　６，１５０円 修学旅行費は３年生のみ、修学旅行に行かなかった場合は支給しない。PTA会費については同じ学 校に兄弟がいる場合は各世帯１人に支給する。入学後の新入学児童生徒学用品費は年度途中の申 請者については支給しない。給食費は費用が発生した分のみ支給する。体育実技用具費は１年生 のみ支給する。クラブ活動費はクラブ活動を行っている場合に支給する。
群馬県	吉岡町							○	22,510								○	57,400														○	57,590	57,590			○	修学旅行費：平成30年度実績 医療費：本町では中学卒業時まで無償 学校給食費：１・２年生実費45,000円、３年生実費43,000円
群馬県	上野村				○	22,510	0							○	57,400	0																○	57,140	0				学校給食費・医療費無償化 対象者なし
群馬県	神流町							○	22,320								○	23,550											○	55,700								クラブ活動費は所属する各部活動の部費による。（一定額） ・音楽部（１・２年）　7500円　（３年）　2500円 ・卓球部（１・２年）　3000円　（３年）　1000円 該当者なしのため実績なし
群馬県	下仁田町							○	22,510								○	57,400		○	0								○	57,390								通学費：スクールバスを利用しているため、保護者の負担が生じておらず、援助の必要性がない 医療費：医療費については無償化しており、保護者の負担が生じておらず、援助の必要性がない
群馬県	南牧村													○	57,400	0																						支給実績なし
群馬県	甘楽町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	57,590				支給平均額は平成30年度実績
群馬県	中之条町							○	22,320								○	57,400														○	57,900	57,900				
群馬県	長野原町							○	22,510								○	57,400																	○	48,000		
群馬県	嬬恋村							○	22,320								○	79,910											○	54,400								支給実績なし
群馬県	草津町							○	22,510								○	57,400										○							○	60,300		通学費(0円)草津町遠距離通学費のため。 医療費(0円)医療費無料化のため。 学校給食費(0円)学校給食費無料化のため。
群馬県	高山村				○	22,510	22,510							○	57,400	57,400																○	60,300	59,208				
群馬県	東吾妻町				○	22,510	22,510							○	57,400	57,400												○				○	60,300	60,300				クラブ活動費は実費負担が発生しなかったため。 医療費及び学校給食費については費目として規定しているが、現在子育て支援の一環として全児童 生徒を対象とした無償化を実施しているため。
群馬県	片品村				○	22,510	22,510							○	57,400	57,400																○	60,300	60,300				
群馬県	川場村							○	24,600								○	24,550														○	72,000	72000				
群馬県	昭和村				○	22,510	22,510							○	57,400	57,400																						
群馬県	みなかみ町							○	24,490								○	57,400																	○	57,140		学用品費　　１年生：２２，５１０円　　２～３年生：２４，４９０円
群馬県	玉村町							○	24,760								○	57,400														○	60,300	60,300				
群馬県	板倉町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	60,300				
群馬県	明和町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	60,300				
群馬県	千代田町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	60,300				
群馬県	大泉町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	60,300				支給平均額は令和元年度予算に計上した単価
群馬県	邑楽町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	60,300				平成３１（令和元）年度予算に計上した単価

①都道府県	②市区町村名	Ⅴ　その他																					Ⅵ　自由記述欄
		1．学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2．教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況												
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）								（2） クの内容及び補足説明	（1）教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）										（2）　コの内容及び補足説明	（3）その他学校や教育委員会以外での取組	就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足
		ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ．低廉な学用品等の使用	オ．使用する学用品等の精選	カ．使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ．把握していない	ク．その他→（2）		ア．自治体内で学用品等の仕様の統一	イ．自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成	キ．学用品費等の購入費用の貸付	ク．学校（又は校長会等）に対して，学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提示	ケ．学校（又は校長会等）に対して，他校の取組状況等を情報提供	コ．その他→（2）			
35	35	2	4	2	3	5	0	23	4	5	0	0	0	1	2	1	0	0	1	4	6	0	1
群馬県	前橋市	○		○																			
群馬県	高崎市							○															
群馬県	桐生市								○	中学校において、制服・体操着のリユースを実施（一部の学校にて実施、貸出もしくは販売）										○	準要保護認定の中学生を対象とした部活動経費補助（一人当たり限度額３，０００円）		就学援助費の学用品費等の支給について、今年度より保護者の個人口座への振込を実施し、学校事務の軽減と受給者への配慮を図った。
群馬県	伊勢崎市							○						○									
群馬県	太田市		○																				
群馬県	沼田市							○															
群馬県	館林市								○	卒業生から使用済の制服を寄付いただき、希望者に無償給与。													
群馬県	渋川市							○															
群馬県	藤岡市	○	○	○	○	○			○	・兄弟姉妹がいる家庭には体操服・制服等について新規購入せずに今あるものを使う様、周知する。 ・学校にて学用品等を一括購入し、費用を抑える。						○					（補助金交付の趣旨が、保護者の負担軽減のためではないが）自転車通学の生徒に対して、ヘルメット購入費補助金を支給している。		
群馬県	富岡市				○	○																	
群馬県	安中市		○																				
群馬県	みどり市							○															
群馬県	榛東村							○															
群馬県	吉岡町							○															
群馬県	上野村								○	教材に関する学用品等については、保護者負担の軽減を図るため、多くを村費負担している。										○	教材に関する学用品等については、保護者負担の軽減を図るため、多くを村費負担している。		
群馬県	神流町							○															
群馬県	下仁田町							○															
群馬県	南牧村							○															
群馬県	甘楽町							○															
群馬県	中之条町							○															
群馬県	長野原町							○															
群馬県	嬬恋村							○							○								
群馬県	草津町		○							希望する生徒の制服リサイクルを行っている。										○	中学生の制服購入代半額負担。希望する生徒の制服リサイクルを行っている。		
群馬県	高山村							○															
群馬県	東吾妻町							○													新1年生に対し、入学祝金（小学生30,000円/1人）及び入学支度金（中学生80,000円/1人）を支給している。		
群馬県	片品村							○															
群馬県	川場村							○															
群馬県	昭和村							○															
群馬県	みなかみ町							○															
群馬県	玉村町							○							○								
群馬県	板倉町							○															
群馬県	明和町					○																	
群馬県	千代田町					○														○	役場の取り組みとして、再利用できる範囲の学生服やランドセル、体操着を回収し、必要としている町民に配布している。		
群馬県	大泉町				○	○													○				
群馬県	邑楽町							○															